8－5　免許場数

(1)　製造免許場数

酒類の種類	前年度末免許場数	新規免許場数	免許取消場数	免許消滅場数	本年度 6kℓ未満	6kℓ以上	10kℓ以上	60kℓ以上	100kℓ以上
	場	場	場	場	場	場	場	場	場
清酒	402	－	8	－	内39 42	内8 9	内67 95	62	75
合成清酒	12	－	－	－	内1 1	内1 1	内3 3	－	1
しょうちゅう 甲類	24	－	－	－	内1 1	－	内5 5	4	3
しょうちゅう 乙類	86	3	1	－	内32 40	内3 7	14	3	1
みりん	4	－	－	－	－	内1 1	1	－	－
ビール	54	5	2	4	内1 2	内1 1	内17 25	11	4
果実酒類 果実酒	68	2	－	－	内8 27	6	12	2	2
果実酒類 甘味果実酒	27	－	－	－	内2 9	1	1	－	－
ウイスキー類 ウイスキー	14	－	－	－	内4 5	－	2	－	1
ウイスキー類 ブランデー	20	1	1	－	内7 9	1	－	－	－
スピリッツ類 スピリッツ	27	－	－	－	内10 10	－	2	－	1
スピリッツ類 原料用アルコール	15	－	－	－	内2 3	－	－	－	－
リキュール類	77	1	－	3	内20 31	6	8	1	3
雑酒 発泡酒	35	8	3	2	内10 17	5	9	－	1
雑酒 粉末酒	－	－	－	－	－	－	－	－	－
雑酒 その他の雑酒	26	1	－	1	内12 14	1	3	1	－
合計	**891**	**21**	**15**	**10**	**内149 211**	**内14 39**	**内92 180**	**84**	**92**
各酒類をもの通じた 平成9年度	…	…	…	…	48	18	118	58	95
10	…	…	…	…	49	15	131	69	99
11	…	…	…	…	47	19	128	81	96
12	…	…	…	…	56	20	123	79	95
13	…	…	…	…	75	15	135	76	81

調査対象等：平成14年３月31日現在において、酒税法第７条の規定に基づく酒類の製造免許を有する製造場について、平成13年度内における
（注）１　場数は、製造免許を付与している酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれを１場として掲げた。ただし、「本年度末製造場
２　「各酒類を通じたもの」行には、１製造場ごとに、当該製造場における合計数量に基づいて区分し１場として掲げた。
３　「本年度末免許場数」欄の内書は、３年以上引き続き酒類を製造しなかったか又は３年以上引き続き酒類の製造数量が一定数量
４　「本年度末製造者数」欄には、本店（本店につき製造免許の有無を問わない）の所在地において種類ごとに一人として計上した。
５　「本年度末製造者数」欄の内書は、試験又は祭し用のための製造場等一般的に酒類販売を目的としない製造場を有する非営業製

(2)　みなし製造場数

酒類の種類	びん詰のためのもの 自己の製造したの酒類のびん詰	同じびん詰場	販売のための便宜のもの	輸出のためのもの	その他のもの 設置許可をなしたもの	設置許可を受けないもの	計	うち実蔵置場数
	場	場	場	場	場	場	場	場
清酒	4	4	4	6	21	－	39	33
合成清酒	1	－	－	3	－	－	4	1
しょうちゅう 甲類	1	－	－	4	2	－	7	1
しょうちゅう 乙類	2	－	－	4	5	－	11	1
みりん	1	－	－	4	1	－	6	－
ビール	－	－	－	7	2	－	9	6
果実酒類	3	－	－	10	5	－	18	3
ウイスキー類	2	－	－	9	4	－	15	－
スピリッツ類	－	－	－	7	6	－	13	2
リキュール類	4	－	－	6	8	－	18	2
雑酒	－	－	－	7	4	－	11	－
合計	**18**	**4**	**4**	**67**	**58**	**－**	**151**	**49**
うち実蔵置場数	6	3	4	8	28	－	49	

調査対象等：酒税法第28条第６項の規定により製造場とみなされた蔵置場を示した。
調 査 時 点：平成14年３月31日

（参考）

連続式蒸留機の設備を有する製造場数

製造場数	基数
場	基
8	9

酒母及びもろみの製造場数

区分	製造場数	うち休場数
	場	場
酒母	30	11
もろみ	33	7

自動販売機の設置場数および台数

主たる販売品目	設置場数	設置台数	
	場		台
清酒	－	外 2,729 内 1	2,090
ビール	－	外 677 内 10	6,863
ウイスキー	－	外 1,029 内 －	5
その他	－	外 5,095 内 －	664
計	**内6 6,283**	**内 11**	**9,622**

調査時点：平成14年３月31日
（注）内書は、自動販売機による酒類小売免許を受けたもの。
外書は、酒類と酒類以外の併用機で酒類が従たるものを掲げた。

末免許場数 200kℓ以上	500kℓ以上	1,000kℓ以上	2,000kℓ以上	5,000kℓ以上	10,000kℓ以上	休造	合計（A）	(A)のうち試験のための免許場数	本年度末製造場数	本年度末製造者数
場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	者
46	23	7	5	3	－	内17 27	内131 394	9	388	内7 384
2	1	1	1	－	－	内1 1	内6 12	－	1	8
1	3	1	1	－	2	内2 3	内8 24	1	6	15
－	－	－	－	－	－	内18 23	内53 88	4	1	内2 75
1	1	－	－	－	－	－	内1 4	－	－	2
1	2	－	1	－	5	1	内19 53	4	45	内3 36
4	3	1	－	－	1	内7 12	内15 70	15	38	内12 53
－	－	－	1	－	－	内11 15	内13 27	4	2	内3 19
－	－	－	－	－	2	内4 4	内8 14	2	2	内1 5
－	1	1	－	－	－	内6 8	内13 20	4	－	内3 12
－	－	－	3	－	－	内11 11	内21 27	2	3	内1 16
－	1	2	－	1	－	内8 8	内10 15	－	－	10
2	1	－	1	－	4	内12 18	内32 75	8	15	内6 54
－	－	－	－	－	5	内1 1	内11 38	3	14	内1 26
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
1	－	－	－	－	－	内2 6	内14 26	9	10	内8 19
58	**36**	**13**	**13**	**4**	**19**	**内100 138**	**内355 887**	**65**	**525**	**内47 734**
91	34	13	9	8	12	33	537	27	…	内23 491
68	30	16	13	5	11	37	543	21	…	内17 495
61	29	15	10	6	13	31	536	22	…	内19 482
55	29	12	8	3	12	40	532	20	…	内20 450
50	30	9	9	3	11	31	525	24	…	内18 429

製造数量別に示した。
数」欄については１製造場で２以上の酒類の製造免許を受けている場合には、年度内における製造数量の最も多い酒類の欄にのみ１場として掲

に達しなかった製造場等を掲げた。

造者である。

(3)　販売業免許場数

区分	前年度末販売場数	本年度末販売場数（A） 卸売に限る旨の条件が付されているもの	販売方法に条件が付されていないもの 卸売割合が50%以上又は卸売数量が270kℓ（ビール卸売業にあっては120kℓ）以上のもの	その他	小計	計	(A)のうち1年以上引続き休止している販売場数	本年度末販売業者数
	場	場	場	場	場	場	場	場
卸売に限る旨の条件が付されているもの 全酒類 酒類	737	114	290	337	627	741	内53 81	577
卸売に限る旨の条件が付されているもの 全酒類 ビール	32	10	11	9	20	30	内3 6	25
卸売に限る旨の条件が付されているもの 全酒類 洋酒	56	23	4	27	31	54	内2 9	34
卸売に限る旨の条件が付されているもの 全酒類 輸出入酒類	67	51	9	14	23	74	内7 11	43
卸売に限る旨の条件が付されているもの 自製酒類 清酒・みりん	18	12	6	1	7	19	－	11
卸売に限る旨の条件が付されているもの 自製酒類 合成清酒・しょうちゅう	8	4	3	－	3	7	－	3
卸売に限る旨の条件が付されているもの 自製酒類 ビール	21	13	8	－	8	21	－	6
卸売に限る旨の条件が付されているもの 自製酒類 洋酒	22	16	4	－	4	20	－	6
卸売に限る旨の条件が付されているもの 自製酒類 **計**	**69**	**45**	**21**	**1**	**22**	**67**	**－**	**26**
卸売に限る旨の条件が付されているもの その他の酒類	24	7	3	11	14	21	内2 3	17
卸売に限る旨の条件が付されているもの **合計**	**985**	**250**	**338**	**399**	**737**	**987**	**内67 110**	**722**
卸売に限る旨の条件が付されているもの うち合計 小売業者の共同購入機関	17	14	1	1	2	16	内2 2	16
卸売に限る旨の条件が付されているもの うち合計 卸売業者の共同購入機関	3	2	－	1	1	3	－	2
卸売に限る旨の条件が付されているもの うち合計 製造者の共同販売機関	1	－	－	1	1	1	－	1
販売方法に小売に限る旨の条件が付されているもの 全酒類 一般のもの	21,302	－	－	－	－	22,868	内403 773	19,116
販売方法に小売に限る旨の条件が付されているもの 全酒類 特殊のもの	621	－	－	－	－	603	内5 7	139
販売方法に小売に限る旨の条件が付されているもの 全酒類 期限付	1	－	－	－	－	3	－	3
販売方法に小売に限る旨の条件が付されているもの 全酒類 **計**	**21,924**	**－**	**－**	**－**	**－**	**23,474**	**内408 780**	**19,258**
販売方法に小売に限る旨の条件が付されているもの その他酒類 一般のもの	243	－	－	－	－	219	内27 31	181
販売方法に小売に限る旨の条件が付されているもの その他酒類 特殊のもの	1,102	－	－	－	－	1,168	内13 35	795
販売方法に小売に限る旨の条件が付されているもの その他酒類 期限付	184	－	－	－	－	123	－	80
販売方法に小売に限る旨の条件が付されているもの その他酒類 みりんだけのもの	861	－	－	－	－	617	内4 7	229
販売方法に小売に限る旨の条件が付されているもの その他酒類 薬用酒だけのもの	1,684	－	－	－	－	1,696	内43 56	1,681
販売方法に小売に限る旨の条件が付されているもの その他酒類 **計**	**4,074**	**－**	**－**	**－**	**－**	**3,823**	**内87 129**	**2,966**
販売方法に小売に限る旨の条件が付されているもの **合計**	**25,998**	**－**	**－**	**－**	**－**	**27,297**	**内495 909**	**22,224**
媒介業	13	－	－	－	－	13	1	8
代理業	－	－	－	－	－	－	－	－

調査時点：平成14年３月31日
用語の説明：１　媒介業とは、他人間の酒類の販売取引を継続的に媒介することをいう。
２　代理業とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。なお、１、２とも営利を目的とするかどうかは問わない。
（注）　１「販売業者数」欄には、支店、出張所等の販売場を有するものについては、本店の所在地についてだけ一人として掲げた。また、免許条件が２以上の種類（全酒類を除く。）にまたがっている場合には年度内における販売数量の多いものの欄にのみ一人として掲げた。
２「（A）のうち１年以上引続き休止している販売場数」欄の内書は、引続き２年以上休止している販売場数を掲げた。